

**I. 平成26年～令和2年の対応方針において、令和2年（度）以前に「結論を得る」等とされたもの** ※前回会議（令和3年9月3日）までに結論を報告したものを除く。

○平成27年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
1	通級による指導の対象となる障害の種類の見直し (学校教育法)	文部科学省	<p>&lt;平27&gt; 通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、<u>平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>&lt;令2&gt; 通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の議論を踏まえ、知的障害を加えることについて検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和3年対応方針案】 通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）に知的障害を加えることについては、効果的な指導内容等の実践研究を実施した上で引き続き検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ○平成29年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
2	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和（全国ひとり親世帯等調査）	厚生労働省	<p>全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を<u>次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。</u></p>	<p>【令和3年対応方針案】 全国ひとり親世帯等調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和3年の調査から、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出して実施することとし、その旨を地方公共団体に文書で周知する。 [措置済み（令和3年度全国ひとり親世帯等調査調査の手引き）]</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ② 運輸・交通

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
3	乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大（道路運送法、貨物自動車運送事業法）	国土交通省	<p>&lt;平29&gt;</p> <p>(i) 過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業については、平成29年9月1日から許可の申請を受け付ける旨を地方公共団体に周知する。 [措置済み（平成29年8月7日付け国土交通省自動車局長通知）]</p> <p>(ii) 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平12法15）2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令元&gt;</p> <p>一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平12法15）2条1項に規定する過疎地域（同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下この事項において「過疎地域」という。）であって人口が3万人に満たないもののほか、過疎地域であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする。</p> <p>また、対象区域以外の区域については、当該区域を含む旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者に対する調査を令和元年度中に実施の上、地方公共団体の意見や輸送の安全の確保及び利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点を踏まえつつ、<b>対象区域の範囲の拡大について検討し、令和2年中に結論を得る。</b></p>	<p>対象となる過疎地域の範囲の拡大について、過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域（みなし過疎地域を含む。）であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする通達改正を令和2年9月10日に行った。</p> <p>一方、令和2年3月に実施した旅客自動車運送事業者・貨物自動車運送事業者に対する調査等の結果、具体的な需要がある区域を確認できなかったこと等を踏まえ、対象区域の更なる範囲拡大は行わないこととした。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ○平成30年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
4	<p>「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票（臨床票）の簡素化 （難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	厚生労働省	<p>&lt;平30&gt; 指定難病の特定医療費支給認定申請（6条1項）に係る臨床調査個人票の記載事項（施行規則14条）については、附則2条に基づき、<u>施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>&lt;令2&gt; 臨床調査個人票（6条1項）及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項（施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長）及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和3年対応方針案】 臨床調査個人票（6条1項）については、難病の調査及び研究に必要な調査事項の精査を行い、専門家の意見を踏まえつつ、令和5年度中に記載事項（施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長）の簡素化を図る。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
5	放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し (児童福祉法)	厚生労働省	放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【令和3年対応方針案】 放課後等デイサービスの利用対象児童の拡大については、放課後等デイサービスが担う役割・機能等も踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
6	一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大（教育職員免許法）	文部科学省	<p>&lt;平30&gt; 幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習（9条の3第3項）の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第7項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条10号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令元&gt; 幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第7項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条10号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者に関して、幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習（教育職員免許法9条の3第3項）の受講対象となる者を拡大することについては、中央教育審議会での議論等も踏まえ検討し、<b>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>【令和3年対応方針案】 幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第7項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条10号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者に関して、幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習の受講対象となる者（9条の3第3項）を拡大することについては、中央教育審議会での議論等も踏まえ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ② 土木・建築

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
7	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し (統計法)	国土交通省	法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、 <u>2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>【令和3年対応方針案】 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 [措置済み(令和3年予備調査において実施)]</li> <li>当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ○令和元年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
8	<b>精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長</b> (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	厚生労働省	精神障害者保健福祉手帳の有効期限(45条4項)については、関係団体の意見等を把握した上で、有効期限の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、 <b>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b>	有効期限の延長に関し、令和2年11月に医療関連学会から意見聴取を行ったところ、精神疾患は病状が変化する可能性があり、4年間ごとの更新では長すぎるのではないかなど、様々な意見があったところ。 医学的なデータ、地方公共団体の実務の実態等の調査結果及び医療機関等の関係団体からの意見を踏まえ、有効期限の延長を含めた事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年度中に結論を得る予定。



# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
9	<p>認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化 (私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査)</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和3年対応方針案】 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、調査に関する様式の共通化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ○令和2年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
10	<p>指定難病患者が特定医療を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止 (難病の患者に対する医療等に関する法律)</p>	厚生労働省	<p>指定医療機関の中から指定難病患者が特定医療を受けるものを定め、医療受給者証へ記載する事務(7条3項及び4項)の在り方については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえて検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和3年対応方針案】 指定難病患者が特定医療を受ける指定医療機関を医療受給者証に記載する事務(7条4項)については、指定難病患者及び都道府県等の事務負担を軽減するため、包括的に記載することを可能とする。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
11	<p>難病医療費助成制度の簡素化・効率化 (難病の患者に対する医療等に関する法律)</p>	厚生労働省	<p>臨床調査個人票（6条1項）及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項（施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長）及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和3年対応方針案】 指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の事務負担を軽減するため、令和5年度の当該システムの更改に合わせ、指定医による臨床調査個人票（6条1項）のオンライン登録等を可能とする。</p> <p>臨床調査個人票（6条1項）については、難病の調査及び研究に必要な調査事項の精査を行い、専門家の意見を踏まえつつ、令和5年度中に記載事項（施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長）の簡素化を図る。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
12	<b>難病指定医研修オンラインシステムの運用改善</b> （難病の患者に対する医療等に関する法律）	厚生労働省	都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修（施行規則15条）については、都道府県等の負担軽減を図るため、都道府県等の意見を踏まえつつ、オンライン研修の登録方法の見直しについて検討し、 <b>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b>	<b>【令和3年対応方針案】</b> 都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修（施行規則15条1項）については、都道府県等の負担を軽減するため、オンライン研修システムに研修の受講に必要なID及びパスワードを自動で発行する機能を搭載し、その旨を都道府県等に通知する。 [措置済み（令和3年7月14日付け厚生労働省健康局難病対策課難病企画係事務連絡）]

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
13	<p>特定医療費（指定難病）助成制度における申請書類等から「性別」項目を削除 （難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	厚生労働省	<p>特定医療費の支給認定に係る申請書等（施行規則12条1項、25条1項及び27条1項）における性別の記載については、削除することを検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和3年対応方針案】 特定医療費の支給認定に係る申請書等（施行規則12条1項、25条1項及び27条1項）における性別の記載については、令和3年度中に省令及び「特定医療費の支給認定について」（平26厚生労働省健康局長）を改正し、削除する。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## II. 平成26年～令和2年の対応方針において、令和3年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和3年9月3日）までに結論を報告したものを除く。

### ○平成30年対応方針

#### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

##### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
14	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）	デジタル庁、財務省、文部科学省、厚生労働省	<p>&lt;平30&gt; 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令2&gt; 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<u>令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和3年対応方針案】</p> <p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得るとともに、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ② その他

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
15	行政不服審査法に基づく審理手続の簡素化 (行政不服審査法)	総務省	<p>地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審理との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、<u>2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>地方公共団体における運用実態、支障等の把握等に努めており、また、令和3年5月28日から、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げている。</p> <p>さらに、実態把握のためアンケート調査を実施（調査の依頼は8月13日に発出、9月17日提出期限内で実施）し、今後、当該調査の回答内容の集計、分析を行った上で、12月までに上記検討会の検討結果を公表予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ○令和元年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
16	医師法等に基づく届出のオンライン化 （医師法、歯科医師法、薬剤師法）	厚生労働省	医師法（6条3項）、歯科医師法（6条3項）及び薬剤師法（9条）に基づく届出については、 <u>令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>【令和3年対応方針案】            医師法（6条3項）、歯科医師法（6条3項）及び薬剤師法（9条）に基づく氏名等の届出については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師（以下この事項において「医師等」という。）については、令和4年度からオンラインによる届出を可能とし、オンラインによる届出の場合には、都道府県の経由を要しないこととする方向で検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> <li>医療機関等に勤務する医師等以外については、医療機関等に勤務する医師等の届出状況等も踏まえつつ、引き続きオンラインによる届出とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>



# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
17	<p><b>障害支援区分認定期間の見直し</b> （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）</p>	厚生労働省	<p>＜令元＞ 障害支援区分の認定（21条1項）の有効期間については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）における認定事務の実態等を踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>＜令2＞ 障害支援区分の認定（21条1項）の有効期間については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）における認定状況、認定事務の実態等も踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）における認定状況、認定事務の実態等についてデータ収集・分析のための調査を令和3年9月から実施しており、この調査の結果を踏まえて、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年度中に結論を得る予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
18	医学部の「地域 枠」入学定員（臨時定員）の継続設置 （医療法）	厚生労働省	<p>＜令元＞ 医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>＜令2＞ 医学部における臨時定員による地域枠については、令和4年度は令和3年度と同様の方法で設定する。令和5年度以降については、「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」での議論を踏まえて検討し、<u>令和3年春までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和3年対応方針案】 医学部における臨時定員による地域枠については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度については、令和4年度と同様の方法での設定に加え、臨時定員による歯学部振替枠の廃止に伴い、同振替枠を地域の医師確保・診療科偏在対策に有用な範囲に限って地域枠臨時定員として活用することを可能とする。</li> <li>令和6年度以降については、引き続き検討し、令和4年春までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
19	ケースワーク業務の一部外部委託化 (生活保護法)	厚生労働省	<p>ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について<u>令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。</u></li> <li>現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[措置済み]</li> <li>現行制度で外部委託が困難な業務については、令和3年度社会福祉推進事業（今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関する調査研究事業）による調査研究を行い、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る予定。</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ② 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
20	消防施設整備計画 実態調査の調査方法の見直し (消防施設整備計画実態調査)	総務省	消防施設整備計画実態調査については、先進的な取組事例の調査及び技術的な検討を行った上で、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度実施予定の次回調査に向けて調査方法等の更なる改善・効率化を図る方向で検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>当該調査で作成する地図を自動生成するシステムの構築については、地図業者から技術的に実現困難との回答を得ている。他方、現在、過去の調査において、地方公共団体の人的ミス及び作業負担増につながった課題の抽出を行い、当該課題の解決を図る質疑応答集の作成及び調査表の修正作業を行っている。</p> <p>引き続き、人的ミスの防止及び作業負担の軽減など調査方法の改善・効率化に向けて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ③ その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
21	行政不服審査裁決・答申検索データベースの改善について (行政不服審査法)	総務省	<p>行政不服審査裁決・答申検索データベースについては、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>[措置済み]</p> <p>地方公共団体における運用実態、支障等の把握等に努めており、また、令和3年5月28日から、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げている。</p> <p>さらに、実態把握のためヒアリング、アンケート調査（調査の依頼は8月13日に発出、9月17日提出期限で実施）を実施し、今後、当該ヒアリング結果・調査の回答内容の集計、分析を行った上で、12月までに検討会における検討結果を公表予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ③ その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
22	許認可事務における法人登記簿謄本（登記事項証明書）の省略（登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続）	デジタル庁、法務省	登記事項証明書（商業登記法（昭38法125）10条）の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>現在、前提となる国の行政機関における登記情報連携（令和2年10月26日運用開始）について、順次、利用機関の登録を進めている。</p> <p>上記の国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、令和3年11月中に各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ○令和2年対応方針

### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
23	<p>病児保育事業における職員配置要件の緩和 (児童福祉法、子ども・子育て支援法)</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>	<p>病児保育事業（児童福祉法6条の3第13項）については、事業運営の実態や課題を把握した上で、病児保育事業の趣旨に沿った事業運営の観点から可能な方策について検討し、<b>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>全国の病児保育事業を実施している市区町村に対し、当該事業の実態及び課題を把握するための調査を令和3年8月に実施した。 調査の結果、保育士以外の保育従事者が病児保育を実施することは懸念があるとする意見等、職員配置要件を緩和することについて、多くの市区町村から安全性に対する懸念が示されたことから、職員配置要件の緩和を行わないこととした。 一方で、当該事業の提供体制を安定的に確保する観点から、当該事業の基本単価の引き上げ等の措置を講じた。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
24	<p>小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し （受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用） （児童福祉法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）</p>	<p>デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（児童福祉法19条の3第7項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<b>令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>【令和3年対応方針案】 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（児童福祉法19条の3第7項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得るとともに、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>



# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
25	国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し（国民健康保険法）	厚生労働省	<p>市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報（以下この事項において「資格重複情報」という。）を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。</li> <li>資格重複情報により被保険者資格の喪失処理手続を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、<b>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年2月25日及び3月5日に厚生労働省から、資格重複状況結果一覧の取扱い（提供情報等）について都道府県等に通知した上で、資格重複状況結果一覧を各医療保険者に提供している。しかし、その後、医療保険者の資格情報登録ミス等により、オンライン資格確認等システムのプレ運用を継続することとしたことから、同システムが本格運用を開始するまでの間、資格重複状況結果一覧は事業所への電話や文書等による照会の代替手法として利用できない旨を3月31日に通知した。 その後、10月20日からの同システムの本格運用開始に伴い、資料重複状況結果一覧の利用を可能とすることを10月15日に通知した。</li> <li>資格重複情報により被保険者資格の喪失処理手続を行うことについては、オンライン資格確認の運用状況を踏まえ検討し、令和3年中に結論を得る予定。</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
26	<p><b>指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止</b> （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	<p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<b>令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p><b>【令和3年対応方針案】</b> 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得るとともに、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
27	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること (獣医師法)	農林水産省	<p>獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の届出からオンライン化する。</li> <li>獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【令和3年対応方針案】 獣医師法に基づく届出(22条)については、令和4年度からオンライン化することとしているが、オンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> <li>獣医師の情報の都道府県による利活用については、地方公共団体の意向等の調査(令和3年7月26日発出、8月10日締切)の結果を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る予定。</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
28	<p>有料道路における障害者割引制度の是正 (障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務)</p>	厚生労働省、国土交通省	<p>障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、有料道路事業者との協議の上、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新申請手続における提出書類の簡素化について検討し、<b>令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></li> <li>ICTの活用等による申請手続の効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ検討し、<b>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【令和3年対応方針案】 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、有料道路事業者と協議の上、前回の申請から登録内容に変更がない場合にETCカードの提示を不要とするなど、更新申請手続等を簡素化し、市区町村に通知する。 〔措置済み（令和3年10月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）〕</li> <li>マイナンバーカードを活用し、電子申請を可能とするなど、申請者の利便性向上及び市区町村の事務負担軽減に向けた検討を行っており、令和3年度中に結論を得る予定。</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
29	<p>NHK放送受信料免除申請に係る市町村の証明事務の廃止 （障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務）</p>	総務省、厚生労働省	<p>障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、日本放送協会との協議の上、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本放送協会に対して郵送により申請することを令和3年度から可能とするとともに、ICTの活用による申請手続の更なる効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ、引き続き検討する。</li> <li>免除事由存否調査に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、<u>令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本放送協会から全ての市区町村に対し説明を行い、令和3年10月1日より郵送申請の受付を開始した。 ICTの活用による申請手続の効率化については、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ、引き続き検討を行う。</li> <li>【令和3年対応方針案】 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に係る免除事由存否調査については、市区町村の事務負担を軽減するため、半額免除に係る世帯主要件に関する調査の頻度を現行の2年に1回から4年に1回とする見直しを行う。 [措置済み（令和3年度免除事由存否調査から実施）]</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
30	<b>保育士の就業状況等の届出の努力義務化</b> (児童福祉法)	厚生労働省	保育士確保のため、離職等した保育士からの届出を努力義務化することにより、当該保育士の状況を都道府県等が把握できることとする制度の導入については、保育士不足の状況や保育士・保育所支援センター設置運営事業の活用状況、他業種における届出制度の効果等を踏まえて検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	就業状況等の届出の努力義務化については、保育士・保育所支援センターの再就職支援の強化に繋がる可能性がある一方で、届出がなされた場合の事務処理や必要な経費といった負担が増加することが見込まれ、看護師や介護福祉士などの他業種における届出制度において、努力義務化後も求職者数及び就職者数は概ね横ばいであることを踏まえ検討し、令和3年度中に一定の結論を得る予定。

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
31	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格」を加える等の見直し（児童福祉法、子ども・子育て支援法）	内閣府、厚生労働省	利用する児童の全て又は多くが外国人である認可外保育施設における保育従事者の配置基準については、国家戦略特別区域の区域内に所在する場合に保育従事者の資格基準を緩和する現行の特例について、活用状況等を踏まえつつ、その在り方について検討し、 <u>令和3年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第18条第1項に基づく検討を令和3年度に行うこととしており、令和3年3月12日付けで、在留外国人が多いなどの一部の地方公共団体に対し、外国人受入認可外保育施設に係る利用児童数や支援策等の状況に関するアンケート調査を発出した。地方公共団体へのヒアリングを行いながら、令和3年度中に一定の結論を得る予定。

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
32	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出の一部省略 (生活保護法)	厚生労働省	都道府県知事等が指定する医療機関の申請（49条の2）等については、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請（健康保険法（大11法70）65条）等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする方向で検討し、 <u>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【令和3年対応方針案】 都道府県知事等が指定する医療機関の申請（49条の2）等については、令和4年度中に省令を改正し、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請（健康保険法（大11法70）65条）等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする。



# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
33	<p><b>障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設の拡大</b> (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p>居宅や障害者支援施設等から他の市区町村に存する介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例（19条3項）の適用については、介護保険施設等の入所者の状況等についての実態調査の結果等を踏まえつつ、介護保険施設等を対象とすることについて検討する。その上で、社会保障審議会での議論を踏まえ、<b>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p><b>【令和3年対応方針案】</b> 居宅や障害者支援施設等から他の市区町村に存する介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例（19条3項）の適用については、当該特例の対象に介護保険施設等を追加する。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
34	<p>指定難病の医療受給者証の負担上限月額決定方法の見直し （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	厚生労働省	<p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、<u>令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和3年対応方針案】 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得るとともに、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
35	<p>日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的な位置付けの明確化 (日本赤十字社法)</p>	<p>総務省、厚生労働省</p>	<p>日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法制的な面から検討し、<u>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和3年対応方針案】 日本赤十字社に対する寄附金などの現金については、地方公共団体が取り扱う根拠を明確化する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
36	<p>児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化（児童福祉法）</p>	厚生労働省	<p>障害児通所支援利用における無償化対象通所児童（施行令24条3号）に係る障害児通所給付決定（法21条の5の5第1項）については、所得区分に応じた負担上限月額及び多子軽減措置の認定について、報酬の審査支払等に係る事務処理システムの改修の必要性を勘案しつつ、簡素化する方向で検討し、<u>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和3年5月に、報酬の審査支払等に係る事務処理システムの運用を行う国民健康保険団体連合会（国民健康保険中央会）と、改正に伴う市町村の事務への影響について打合せを実施するとともに、当該措置の影響や事務の実務について、令和3年7月に市町村に対してヒアリングを行った。その後、打合せやヒアリング内容の詳細を踏まえ、他の請求事務への影響等の有無を精査しているところであり、簡素化の具体的方法について引き続き検討を行い、令和3年中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ② 雇用・労働

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
37	<p>地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用 (地方公務員法)</p>	総務省	<p>地方公務員に対する1年単位の変形労働時間制(労働基準法(昭22法49)32条の4)の適用については、地方公務員の勤務実態や公務運営における課題、支障等を把握し、業務体制の改善に関する他の施策とも比較しつつ制度の在り方について検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>年間を通じて繁閑のある地方公共団体の部署の勤務実態や公務運営における課題、支障等を把握するための調査を実施した(8月24日に発出、9月17日提出期限)。 今後、当該調査の回答内容の集計、分析を行った上で、総務省内の研究会において検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ③ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
38	<p>災害査定における 実地査定の廃止及 びWeb査定方式 の構築 （農林水産業施設 災害復旧事業費国 庫補助の暫定措置 に関する法律、公 共土木施設災害復 旧事業費国庫負担 法）</p>	<p>財務省、農 林水産省、 国土交通省</p>	<p>（i）災害査定（公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法7条及び農林水産 業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定 措置に関する法律施行令3条）につい ては、新型コロナウイルス感染拡大防 止の観点から、当分の間、WEB会議方 式等による実施が可能であることを、 地方公共団体に通知する。 〔措置済み（令和2年9月28日付け国 土交通省都市局都市安全課、港湾局海 岸・防災課、水管理・国土保全局防災 課事務連絡、令和2年10月6日付け農 林水産省農村振興局整備部防災課、林 野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁 場整備部防災漁村課事務連絡）〕 （ii）机上査定（公共土木施設災害復 旧事業査定方針（昭32建設省）12、海 岸及び地すべり防止施設災害復旧事業 査定要領（昭40農林省）10等）の拡大 については、災害復旧の迅速化に資す るよう、WEB会議方式等による机上査 定の実施状況や無人航空機による測量 技術の進展等を踏まえて検討し、<u>令和 3年度中に結論を得る。その結果に基 づいて必要な措置を講ずる。</u>173</p>	<p>（i）〔措置済み〕  （ii）机上査定の拡大については、WEB会議方式や 無人航空機等の活用による机上査定の事例 を収集するとともに課題を整理している ところであり、その結果を踏まえて検討し、 令和3年度中に結論を得る予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ④ 土木・建築

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
39	開発許可における道路の歩車道の分離に係る基準について地方公共団体が条例で緩和することを可能とする見直し (都市計画法)	国土交通省	<p>開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、道路に関する基準（施行令25条1号から5号）については、地方公共団体が歩道の設置の要否等を地域の実情に応じて判断できるよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定建築物等の敷地に接する道路の幅員に係る基準（同条2号）について、条例により緩和している事例を地方公共団体に令和3年中に周知する。</li> <li>・ 歩車道を分離しなければならない道路の幅員に係る基準（同条5号）について、制度の運用実態や地方公共団体の意向等を調査した上で、当該基準を条例により緩和できるようにすることも含め、当該基準の在り方について検討し、<b>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定建築物等の敷地に接する道路の幅員に係る基準については、当該基準を条例により緩和している地方公共団体の一覧を、令和3年3月に地方公共団体に周知したところ。さらに、令和3年10月より開発許可担当者会議等を通じて、条例により緩和している事例を周知している。</li> <li>・ 歩車道を分離しなければならない道路の幅員に係る基準については、制度の運用実態や地方公共団体の意向等の調査（令和3年6月17日発出、7月15日締切）の結果、支障のある地方公共団体が極めて少なかったこと、歩道を設置しなくとも通行の安全上支障がないと判断できる事例が挙げられなかったこと及び安全性等の観点から反対する地方公共団体が一定数あったこと等から、当該基準の条例による緩和は行わないこととした。</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ④ 土木・建築

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
40	公園施設として設置される管理事務所・倉庫等について建築基準法第48条の特例許可を不要とする見直し（建築基準法）	国土交通省	都市公園の管理施設（都市公園法（昭31法79）2条2項8号）については、特例許可の実績等を踏まえながら、周辺の市街地環境への影響等について整理した上で、当該施設の迅速な整備に資するよう、適切な用途規制の在り方について検討し、 <u>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>【令和3年対応方針案】</p> <p>都市公園の管理施設（都市公園法（昭31法79）2条2項8号）のうち、近隣に居住する者の利用に供する公園の管理のために設ける管理事務所及び倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」（施行令130条の4第2号）として、特定行政庁の許可（48条1項、2項、3項及び8項）を得ずに、第一種低層住居専用地域等において建築できることを明確化し、地方公共団体に通知する。</p> <p>[措置済み（令和3年10月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知）]</p>



# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ④ 土木・建築

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
41	<p>建築基準法第15条第4項の建築統計の作成に係る届出・報告の内容のオンライン化 (建築基準法)</p>	国土交通省	<p>建築統計の作成（15条4項）については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、建築主が届け出る建築工事届及び建築物除却届の様式を、都道府県が作成する建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票への転記が容易となるよう変更する。</p> <p>また、地方公共団体からの意見を踏まえて、建築統計に関する手続のオンライン化について検討し、<b>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>[措置済み] 建築工事届及び建築物除却届の様式を変更する「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第27号）を令和3年3月31日に公布し、地方公共団体に周知した（令和4年4月1日施行）。</p> <p>【令和3年対応方針案】 建築統計に関する手続については、令和4年度までを目途にオンライン化する。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ⑤ その他

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
42	地方公共団体の歳入一般についてコンビニ収納を可能とする見直し (地方自治法)	総務省	<p>私人の公金取扱いの制限（243条）については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入（施行令158条）として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、<u>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> <li>金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることを含め、その在り方について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【令和3年対応方針案】 私人の公金取扱いの制限（243条）については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。【P】</li> <li>地方公共団体の財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的として、令和3年4月から、「新たな社会情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」を開催している。当該研究会等の議論を踏まえ、令和4年度中に結論を得る予定。その結果に基づいて所要の措置を講ずる予定。</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ⑤ その他

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
43	消費生活協同組合（連合会）実態調査における都道府県による組合票送付事務の廃止及び都道府県票の調査項目の見直し （消費生活協同組合（連合会）実態調査）	厚生労働省	消費生活協同組合（連合会）実態調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、都道府県を經由せず国が直接実施する方向で検討し、 <u>令和3年度調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【令和3年対応方針案】 消費生活協同組合（連合会）実態調査については、令和3年度調査から都道府県を經由せず国が直接実施する。 [措置済み（令和3年11月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知）]

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ⑤ その他

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
44	<p>「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応 (地方創生推進交付金)</p>	内閣府	<p>地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、<u>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<p>事業費の増額を伴う変更申請機会の拡充に向けて検討を進め、令和3年中に結論を得る予定。</p>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ⑤ その他

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
45	<p>心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認方法の見直し (住民基本台帳法、独立行政法人福祉医療機構法)</p>	<p>総務省、厚生労働省</p>	<p>心身障害者扶養保険事業（独立行政法人福祉医療機構法12条1項）において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。</p> <p>また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• [措置済み]</li> <li>• 【令和3年対応方針案】 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認等については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用等により、年金受給者の情報を確認することが可能であることを通知する。 [措置済み（令和3年12月●日付け…）]</li> </ul>

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ⑤ その他

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
46	<p>情報公開等に係る処分における審査請求に対する認容裁決を行う場合の裁決書の取扱い (行政不服審査法)</p>	総務省	<p>行政不服審査の不服申立ての手続において、第三者である審査請求人が処分の相手方に自らの氏名等を知られることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合の手続の在り方については、処分の相手方が第三者である審査請求人の氏名等を知ることができない取扱いとする方向で、有識者の意見も踏まえた検討を行い、<b>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>地方公共団体における運用実態、支障等の把握等に努めており、また、令和3年5月28日から、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げている。</p> <p>今後、審査請求人の氏名については法令上裁決の記載事項ではないことから氏名を秘匿化した裁決書もあり得るという方向で検討を進め、さらに、実態把握のためアンケート調査を実施（調査の依頼は8月13日に発出、9月17日提出期限で実施）し、今後、当該調査の回答内容の集計、分析を行った上で、12月までに検討会における検討結果を公表予定。</p>

## 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

### Ⅲ. 平成26年～令和2年の対応方針において、令和4年（度）以降に「結論を得る」等とされたもの（期限なしを含む）の内、既に結論を得られたもの

#### ○平成30年対応方針

※前回会議（令和3年9月3日）までに結論を報告したものを除く。

#### (1) 義務付け・枠付けの見直し等

##### ① 教育・文化

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
47	教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長（教育職員免許法）	文部科学省	次頁のとおり	次頁のとおり

# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ① 教育・文化

30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
<p>&lt;平30&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧免許状所持現職教員（附則2条2項）が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者（2条2項）への申請が必要であることを教職員に周知徹底するよう、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 〔措置済み（平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）〕</li> <li>教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> <li>旧免許状所持現職教員（附則2条2項）が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限の自動延期については、都道府県教育委員会等を通じた教職員への周知、教員免許管理システムの改修に係る検討及びその結果に基づく措置並びに今後の失効者の状況等を踏まえつつ、免許失効者の減少のための総合的な方策を検討し、2022年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul> <p>&lt;令元&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教員免許状の修了確認期限等については、免許状所持者が自らの更新講習修了確認期限等を確認できる「教員免許状の有効期間確認ツール」を作成・公開するとともに、免許状所持者に対する周知への協力について、都道府県教育委員会等に通知する。 〔措置済み（令和元年9月27日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• [措置済み]</li> <li>• [措置済み]</li> <li>• 【令和3年対応方針案】 旧免許状所持現職教員（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平19法98）附則2条2項）が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限については、廃止する。</li> <li>• [措置済み]</li> </ul>



# 平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

## ② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和3年対応方針に記載するものは、案文を記載
48	<p>飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化 (動物の愛護及び管理に関する法律)</p>	<p>厚生労働省、環境省</p>	<p>狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【令和3年対応方針案】 マイクロチップによる犬の情報登録(令元法39による改正後の39条の5及び39条の6)が令和4年6月に施行されること、当該規定による犬の登録及び狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)に係る窓口事務については、狂犬病予防法の特例(改正後の39条の7)に基づき、令和3年度中に省令を定め、令和4年6月から所有者情報の登録を行う情報登録システムを活用して一元化することとする。</p>